

## 教育・保育施設の利用者負担について（概要）

## 1. 認可保育所（資料 4 - 2）

- 認可保育所の保育料は、入園児(学齢年齢)の年齢と、その世帯の前年の所得税や前年の住民税の課税額により決定している。
- 中野区では、平成 8 年に特別区厚生部長会が検討し、平成 9 年に 17 区で改定した保育料と同額とする改定を平成 17 年に行った。
- 平成 19 年（度）に行われた税制改正により所得税額が減額となり保育料が実質的に値下げの状態となっていたため、平成 24 年度に「中野区保育サービス利用者負担額適正化審議会」（以下「審議会」という）を設置し検討を行った。そして、審議会から平成 25 年 3 月に受けた答申を踏まえ、平成 25 年度に保育料を改正し、平成 26 年度から適用している。

## 2. 認証保育所（資料 4 - 2）

- 中野区は待機児対策として認証保育所（東京都制度）の新規誘致を進めてきており、区内の施設数は、平成 26 年 4 月現在 19 か所（定員 631 名）となっている。
- 認証保育所は、保護者と施設との直接契約であるため、世帯の所得に応じた保育料の設定となっておらず、平均の利用者負担額は月 6 万円を超えている。
- 中野区では、平成 19 年度から認可保育所を利用した場合の保育料との差額について月額 2 万円を上限に保護者補助を行ってきたが、認可保育所を利用した時よりも負担が多い傾向がある。
- 平成 25 年 3 月の審議会答申を踏まえ、認可保育所利用者との負担の公平化を図るため、補助限度額を引き上げる改定を行い、平成 26 年度から適用している。

## 3. 家庭的保育事業（資料 4 - 2）

- 家庭的保育事業（個人型及びグループ型）については、低年齢児向けの保育サービスとして、区全体で約 70 人程度の保育を行っている。
- 家庭的保育事業は、家庭福祉員の自宅等での保育であることや給食はなく弁当持参であることから、保育料は世帯の所得によって、0～3 万円となっていた。
- 平成 25 年度に負担の公平化の観点から階層基準と保育料の額について見直し、平成 26 年度からは 0～4 万円の保育料とした。

## 4. 幼稚園（資料 4 - 3）

- 区立幼稚園の入園料は 2,400 円、保育料は月額 11,350 円である。
- 私立幼稚園の保育料は各園が設定しており、区は保護者に対し入園料については 30,000 円、保育料については月額 12,000 円の補助を行っている。

- その他就園奨励費により、所得に応じた補助を行っている・
- ※中野区では、区立幼稚園と私立幼稚園の利用者負担の格差を解消するため、平成 19 年度から平成 22 年度にかけて、区立幼稚園保育料の引き上げと私立幼稚園保護者補助金の増額を行ってきた。

## 5. 認定こども園

- 区内には、私立の幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園が各 1 園ある。
- 幼保連携型認定こども園の場合は、幼稚園利用の児童は幼稚園と、保育園利用の場合は保育園と同様の保護者負担となっている。
- 幼稚園型認定こども園の場合は、幼稚園と同じ教育時間の児童と、長時間利用の児童がおり、幼稚園と同じ教育時間の児童は幼稚園と同様の負担となっている。長時間利用の児童は、それに加え長時間利用に対する負担をしており、区は、それに対しても負担軽減の補助を行っている。
- 区内の幼稚園型認定こども園には、1・2 歳児クラスがあり、保育料は認証保育所と同様に設置者が決めている。区は、認証保育所と同様の保護者補助を行っている。